

一般財団法人岩瀬カナル会館定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岩瀬カナル会館（以下「会館」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会館は、主たる事務所を富山県富山市岩瀬天神町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 会館は、富山市の海洋観光の基地として観光情報等を提供するとともに、富山市の特産品の展示、紹介等を広く行い、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 会館は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自転車競技、海洋観光等に関する情報の収集及び提供
- (2) 富山市の特産品の展示、紹介並びに特産品に関する情報の収集及び提供
- (3) 会館施設の設置及び管理運営
- (4) 富山市の特産品の販売
- (5) その他会館の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 会館の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 会館の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 評議員会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、会館の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(長期借入金)

第8条 会館が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第9条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに予算で定めるものを除くほか、会館が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(資産の管理)

第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 会館の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第12条 会館の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 会館の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、公益目的支出計画実施報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録並びにこれらの附属明細書等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、評議員会に提出し、その内容を報告しなければならない。また、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）について

は承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に、5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 前項に定める書類は、毎事業年度の経過3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(事業年度)

第14条 会館の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 会館に、評議員4名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 評議員は再任することができる。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。
- 4 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第24条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合に、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その当該事項について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合

において、その当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第27条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長のほか、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

3 評議員会の議事録については、評議員会の開催の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第28条 会館に次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 評議員、理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会館を代表し、その業務を執行し、専務理事は、会館の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、会館の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事及び監事は再任することができる。

4 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。

5 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(役員に対する報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 会館の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から互選により定める。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その当該事項について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、理事長が出席しない場合は、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。
- 3 理事会の議事録については、理事会の開催日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

- 第44条 会館の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散及び残余財産の処分)

- 第46条 会館は、基本財産の滅失によるこの会館の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
- 2 解散のときに存する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
 - 3 会館は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第47条 会館の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第14条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、金尾 雅行、専務理事は、橋本 敬とする。